

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で実施します。

③行政への相談・報告

行動制限・身体拘束を行う場合、状況に応じて市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るようにします。

※突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認とします。

④必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

2：身体拘束適正化に向けた組織体制

①身体拘束適正化検討委員会の設置

当センターでは、身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会内）（以下「委員会」という。）を設置します。

設置目的：施設内での身体拘束についての現状把握と取組状況の確認

- ：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ：身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ：身体拘束適正化に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者	管理者
身体拘束対応策担当責任者	管理者
身体拘束実施時の支援計画の見直し 利用者と家族への説明	児童発達支援管理責任者 保育士・児童指導員・相談員
他検討のための第三者・専門家	公認心理師・臨床心理士 作業療法士など

②身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。
- ・緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、スタッフより児童発達支援管理責任者及び管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

※委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。